

## 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理に関する留意事項

### 1. 基本方針

土木工事における舗装の切断作業時に発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、水質汚濁防止を図る観点から排水吸引機能を有する切断機等により回収することとし、産業廃棄物の汚泥として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するため、その運用について以下のとおり定める。

### 2. 適用範囲・時期

- (1) 適用範囲 福島県土木部が発注する土木工事（建築、設備工事は対象外）
- (2) 適用時期 平成29年10月1日以降起工するものから適用

### 3. 特記仕様書への記載

舗装の切断作業を含む工事においては、下記記載例を参考に特記仕様書への記載を行う。

(記載例)

#### 第 章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理

- 1 受注者は、舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。  
また、受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供するものとする。
- 2 当該排水の処理に関し、排水量、処分量に変更が生じた場合、受注者は排水量、処分量（産業廃棄物管理票（マニフェスト））等を取りまとめるうえ、監督員と協議を行い設計変更の対象とする。
- 3 当該排水の処理の運搬に関し、受注者自らが運搬することを想定しているが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。
- 5 品質管理（検査含む）時に実施するコア抜きなどコンクリート及びアスファルト舗装版の削孔作業時に発生する排水の処理については、本章の対象外とするが、受注者において適正に処理を行うこと。

### 4. 処理方法

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については産業廃棄物の汚泥として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行うものとする。

## 5. 回収方法

排水（汚泥）を回収する機能を有するカッター機械（バキューム式）による回収、工業用掃除機による回収、排水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収する方法などにより、直接現場外に排水することなく適正に回収するものとする。

## 6. 積算の方法

切断・収集・運搬・排水（汚泥）の処理費用については、以下の通り積算することを標準とする。

なお、運搬費と処理費用の合計額にて経済比較を行い、最も安価な処分先を設計上の搬入先とする。

### (1) 切断・収集

「土木工事標準積算基準」第IV編第3章③舗装版切断工による。

### (2) 運搬

「土木工事標準積算基準」第II編第3章⑧泥水運搬工による。なお、受注者自らが運搬しない（収集運搬業者へ委託する）など、実態との相違が認められる場合は、協議するものとする。

### (3) 排水（汚泥）の処理費用

「土木・建築関係事業単価表 参考資料」による。

※処理費用は非公表。

### (4) 運搬・処理費用に計上する当初設計数量（排水量）

当初設計数量（排水量）（m<sup>3</sup>）

$$= \text{当該工事施工量} / \text{日当たり施工量} \times \text{日当たり使用水量} \times \text{回収率}$$

- ・日当たり施工量は、「土木工事標準積算基準」第I編第12章③作業日当り標準作業量による。
- ・日当たり使用水量、回収率は、表1による。
- ・排水量（m<sup>3</sup>）については、小数第2位を四捨五入し小数第1位止めとする。  
なお、排水量が0.1m<sup>3</sup>未満の場合は、小数第3位を四捨五入し小数第2位止めとする。
- ・排水（汚泥）の比重は「1.4t/m<sup>3</sup>」とする。

表1 日当たり使用水量・回収率

舗装種別	舗装厚（cm）	日当たり 使用水量（m <sup>3</sup> ）	回収率 （%）
アスファルト 舗装	t ≤ 15	1.80	85%
	15 < t ≤ 30	1.80	85%
	30 < t ≤ 35	1.80	85%
	35 < t ≤ 40	2.40	85%
コンクリート 舗装	t ≤ 15	1.80	85%
	15 < t ≤ 30	1.80	85%

## 7. 設計変更について

排水量、処分量については、以下の通りとりまとめ、監督員と協議する。

- (1) 排水量 受注者が実際に運搬した排水量等を示す資料を取りまとめる。
- (2) 処分量 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）、または電子マニフェストに示されている処分量を取りまとめる。

## 8. 施工機械について

設計書上は、バキューム式にて積算されるが、施工機械の指定は行わず、実際の施工においては、バキューム式以外の油圧式や空冷式の使用は受注者の判断とする。

※油圧式・・・・・・・・排水（汚泥）の収集機能無し

※空冷式（乾式）・・・・排水（汚泥）は発生しないが、粉塵（As 殻、Co 殻）が発生

## 9. その他

- (1) 品質管理（検査含む）時に実施するコア抜き及び、コンクリート及びアスファルト舗装版の削孔作業時に発生する排水の処理については、本留意事項の対象外とする。  
上記については、現場にて適正処理を行うが、マニフェストについては、提示の必要はないものとする。積算上、別途計上は行わない。
- (2) 本留意事項に記載以外の内容については、土木工事標準積算基準、共通仕様書土木工事編による。